第2部

核兵器不拡散条約（NPT）

第２部
核兵器不拡散条約（NPT）

第１章
概　　要

核兵器不拡散条約（NPT：Treaty on the Non-proliferation of Nuclear Weapons）は、米国、ロシア、英国、フランス及び中国の５か国を「核兵器国」とし、それ以外の「非核兵器国」への核兵器の拡散を防止するとともに、核兵器国の核軍縮交渉を進め、更に原子力の平和的利用のための協力を促進することを主たる目的とする条約である。このことをもって、NPTは、核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用という３つの柱（３本柱）で構成されていると一般的に言われている。NPTは、1968年７月に署名のために開放され、1970年３月に発効した（日本は1970年２月署名、1976年６月批准。）。締約国数は191か国・地域（北朝鮮を含む。2015年２月現在。インド、パキスタン、イスラエル及び南スーダンは未加入。）。

NPT第８条３項は、条約の前文の目的の実現及び条約の規定の遵守を確保するため、５年ごとに条約の運用を検討する会議を開催することを規定しており、1970年に発効して以来、その時々の国際情勢を反映した議論が展開されてきた。また、NPT第10条２項には、発効の25年後にNPTを無期限又は一定期間存続させるかを決定することが明記されている。この規定に基づいて、1995年に開催されたNPT運用検討・延長会議において、NPTの無期限延長の決定と共に、運用検討プロセス強化に関する決定、核不拡散及び核軍縮のための原則及び目標に関する決定及び中東決議が採択された。

1995年の運用検討プロセス強化に関する決定において、５年に一度開催される運用検討会議に先立つ３年間に、毎年一度準備委員会を開催することが合意された。また、2000年の運用検討会議での運用検討プロセス強化に関する合意においては、各準備委員会の目的を明確化することが盛り込まれた。すなわち、第１回及び第２回の準備委員会は、1995年NPT運用検討・延長会議の決定及び中東決議に加え、1995年以降の運用検討会議の結果における具体的な実質事項を検討する。準備委員会の議長は、検討の内容を事実に即して要約し、さらなる議論に付すために次の準備委員会に送付する。第３回準備委員会は、それ以前の２回の準備委員会での議論を踏まえ、運用検討会議へのコンセンサスの勧告を含む報告書を作成する努力とともに、運用検討会議に関する手続事項について最終的にまとめておくことが求められている。また、必要に応じ、第４回の準備委員会を開催することができる。

NPTにおいては、一部の国に核兵器の保有を認めているという性質に起因して、核軍縮と核不拡散をめぐる核兵器国と非核兵器国の対立が深刻化しており、核軍縮と核不拡散の双方において大きな進展がない状況が続いている。

第2章
核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議

第1節 2000年・2005年・2010年 NPT運用検討会議の概要

2000年 NPT運用検討会議においては、核軍縮の停滞や、核不拡散に逆行する1998年のインド、パキスタンの核実験といった厳しい状況下で、何度かの交渉決裂の危機を乗り越え、核兵器の全面的廃絶への核兵器国による「明確な約束」をはじめとする核軍縮に関する13の措置を含む最終文書が採択された。

2005年 NPT運用検討会議は、本来であれば準備委員会で決定されているべきである議題等の手続事項すら決定されていない中で行われ、その決定に会議日程の３分の２を要した結果、実質的議論や最終文書案の作成に十分な時間が割けず最終文書を採択できなかった。

2010年 NPT運用検討会議では、前回と同じ結果を繰り返さないため最終文書に合意すべきとの各国の強い意思や、2009年４月のオバマ大統領のプラハ演説を契機とする核軍縮に向けた機運の高まりが見られる中で、米国・ロシアによる新戦略兵器削減条約（新 START）署名や、米国、英国による核兵器保有数や削減規模に関する情報公開措置発表、インドネシアの包括的核実験禁止条約（CTBT）批准手続の開始表明等の具体的な動きが、会議の成功に向けて追い風となり、最終的に３本柱（核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用）全体を網羅する64項目の行動計画を含む最終文書が採択された。行動計画には、1995年の中東決議の実施に関する合意も含まれた。この最終文書は、すべての NPT締約国が協力して核軍縮・不拡散・原子力の平和的利用を推進していくための共通の基盤を提供した。

第2節 2015年 NPT運用検討会議の各準備委員会

NPTを基礎とする国際的な核軍縮・不拡散体制の強化につなげるためには、2015年 NPT運用検討会議に向けて、各国が2010年運用検討会議で合意した行動計画を着実に実施していくことが極めて重要であった。2015年運用検討会議は、その実施状況をレビューする重要な会議であったが、2012年以降計３回開催された準備委員会は同運用検討会議に向けた準備プロセスとして重要な意義を有していた。各準備委員会の概要は次のとおり。

1．第1回準備委員会

2015年運用検討会議に向けたプロセスの出発点として、2012年にウィーンにて第１回準備委員会が開催された。同委員会では、３本柱（核軍縮・不拡散・原子力の平和的利用）それぞれの実質事項に関する議論が行われ、議長が、議長責任の下で議論の内容を総括した議長要約（サマリー）が配布された。

日本が主導する地域横断的グループである軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）は、核戦力の透明性（核兵器国による核戦力・核軍縮の標準報告フォーム案）を含む４本の共同作業文書を提出するとともに、共同ステートメントを行い、存在感を示した（第１部第２章第３節１参照）。

北朝鮮については、日本を含む多くの国が、核問題への懸念、ミサイル発射に対する非難を表明した。原子力安全については、福島第一原発事故を受けて、原子力安全を国際的に強化すべき旨の発言が行われ、原子力安全に関する国際原子力機関（IAEA）行動計画を着実に実施すべき旨が指摘された。

また、核兵器の非人道的側面に関し、スイスが16か国を代表して共同ステートメントを実施し注目が集まった。中東非大量破壊兵器地帯に関する会議については、同会議の調整役を務めるラーヤバ・フィンランド外務次官から、進捗状況についての説明があったが、同国際会議の開催日には言及がなかった（第３節２参照）。

２．第２回準備委員会

2013年にジュネーブで開催された第２回準備委員会でも、３本柱それぞれについて議論が行われた。第１回準備委員会と同様、議長要約（サマリー）が配布された。

北朝鮮の核・ミサイル問題については、第１回準備委員会と同様に、日本を含む多くの国が懸念を表明し、安保理決議・六者会合共同声明の遵守を求める等の発言を行った。また、南アフリカが代表して行った核兵器の人道上の影響の共同ステートメントに、74か国（後に80か国）が賛同し関心の高まりがうかがわれた。

日本を含むNPDIは、核兵器の役割低減を始めとする６本の新たな作業文書に加え、前年に提出した軍縮・不拡散に関する作業文書を補足する作業文書の計７本を提出し、存在感を示した。また、日本は、32か国の賛同国を代表し軍縮・不拡散教育に関する共同ステートメントを行った。

３．第３回準備委員会

第３回準備委員会は、2015年NPT運用検討会議に向けた最後の準備委員会として、2014年にニューヨークで開催された。

同準備委員会は、当初、ウクライナ問題、核兵器の非人道的影響、中東非大量破壊兵器地帯等を巡って紛糾が懸念されていたが、３本柱それぞれについて議論が進行した。最終的に、2015年NPT運用検討会議への勧告案は合意に至らなかったが、同運用検討会議の議題や手続規則について合意された。

また、第３回準備委員会では、2010年NPT運用検討会議で採択された行動計画に基づいて、５核兵器国が、合意された核兵器に関する標準報告フォームに基づき核軍縮措置に関する報告を提出した。また、同準備委員会期間中に、核兵器国が中央アジア非核兵器地帯条約の議定書に署名した。

デ・ブラム・マーシャル諸島共和国外相は、NPT上核兵器の保有を認められている国や核兵器を保有するとされる国が核軍縮の実施を怠っているのはNPT第６条の核軍縮義務をはじめとする国際法に違反するものであるとして、同国が同準備委員会直前に９か国（米国、ロシア、英国、フランス、中国、インド、パキスタン、イスラエル、及び北朝鮮）を国際司法裁判所（ICJ）に提訴したことを発表した。

日本を含むNPDIは、ポスト新戦略核削減条約（ポスト新START）における核軍縮や警戒態勢解除を含む７本の作業文書を提出し、岸信夫外務副大臣が、NPDIを代表して共同ステートメントを行った。また、日本は、36カ国の賛同国を代表し軍縮・不拡散教育に関する共同ステートメントを行った。

第３節　2015年NPT運用検討会議

１．概要

被爆70年の節目の年に開催された2015年NPT運用検討会議は、核兵器国と非核兵器国の核軍縮をめぐる対立が深まり、2012年に開催されることで合意されていた国際会議が開催されなかった中東非大量破壊兵器地帯や核兵器の非人道的影響等、締約国の意見を収斂することが難しい課題が多い状況、更に、ウクライナ危機を巡って国際情勢が厳しい中で、４月27日から５月22日までニューヨークで開催された。2015年運用検討会議の議長として、フェルーキ・アルジェリア外務大臣顧問が任命された。

同運用検討会議では、核軍縮の関連では、核兵器の非人道的影響（第３部第４章参照）が大きな盛り上がりを見せた。また、核兵器の非人道的影響に関する認識を有する新たな核軍縮の動きとして、NPT第６条に関する「効果的措置」の議論が核軍縮に関する議論の中心を占めた。また、日本やNPDIが提案した核兵器の透明性の向上や報告についても主要な論点となり、最終文書案に大きく反映された。

核不拡散については、保障措置、輸出管理、核セキュリティ、北朝鮮や中東を含む地域問題といった幅広い議題について議論が行われた。特に、核セキュリティについては、過去５年間の議論の進展が最終文書案に反映された。また、北朝鮮問題については、2010年の合意文書より大幅に強化された文言で合意した。

原子力の平和的利用に関しては、幅広い分野における原子力科学・技術の応用へのアクセスや分野の拡充や、福島第一原発事故を含む原子力安全等について活発な議論が行われた。また、締約国がNPTを脱退する場合の新たな規定についても議論が行われた。

同運用検討会議においては、それぞれの分野における合意案が複数回作成され議論が深められたが合意に至らず、会議最終日の前日に、フェルーキ議長が自らの責任の下で作成した最終文書案を配布し各国に対して最大限の柔軟性を発揮するよう求めた。しかし、中東非大量破壊兵器地帯について、エジプトを中心としたアラブ諸国と中東決議の共同提案国（下記２．参照）である米国、英国及びロシアとの間で鋭意交渉が行われたものの議論は平行線を辿り、会議最終日に、米国、英国及びカナダが議長案の当該部分に賛同できない旨表明し、最終文書案が採択されないまま同運用検討会議は終了した（最終文書案は資料編４参照）。なお米国は、閉会に際してのステートメントにおいて最終文書案について中東問題を除いて合意する用意があったと表明した。

２．中東非大量破壊兵器地帯

1995年に開催されたNPT運用検討・延長会議において、無期限延長を含む３つの決定とともに中東決議が採択された。同決議は、米国、英国及びロシアによって共同提案された（本節において、「共同提案国」とはこれら３か国を指す。）。同決議は、中東非大量破壊地帯の設立に向け進展を得るため全ての中東諸国が適切な場において実際的な措置をとることに加え、全ての中東諸国が直ちにNPTに加入し、原子力施設をIAEAの保障措置下に置くことを求めている。2000年NPT運用検討会議において、同決議の重要性が再確認された。

2010年NPT運用検討会議においては、国連事務総長及び共同提案国が2012年に全ての中東諸国が参加する会議を開催すること、国連事務総長及び共同提案国が任命するファシリテーターが同会議の開催を準備することなどが合意された。

中東の国としてこの中東会議への参加が求められるイスラエルは、当初、NPTの非加入国として上記合意に従う義務はないとして参加に難色を示した。また、2010年運用検討会議から１年以上経た2011年10月にファシリテーターとして、ラーヤバ・フィンランド外務次官が任命された。同次官は国連及び共同提案国とともに、2013年10月から2014年６月にかけて、スイスにおける関係国による５回の非公式会合を行うなど、2015年NPT運用検討会議までの間、様々な協議を行ったが、本件会議を開催できなかった。

その間、2013年に開催された第３回準備委員会における本件に関する議論の際には、エジプトが2012年中に本件会議が開催されなかったことへの不満を表明し議場から退席した（ただし、追従する国はなかった。）。

2015年NPT運用検討会議においては、共同提案国が2010年の合意の基本的な考え方を継承する提案を行ったのに対し、アラブ連盟は、会議の開催は、全ての中東諸国の出席やコンセンサスを前提としないこと、共同提案国の関与をなくしファシリテーターを任命しないことに加え、国連事務総長が2015年NPT運用検討会議終了後180日以内に会議を開催することなどを提案した。その後、共同提案国の１か国であるロシアが、アラブ連盟の提案寄りの独自の提案を出した。

一方で、中東を含む地域問題について議論を行う補助機関Ⅱの議長を務めたモロ・スペイン外務

省軍縮・不拡散局次長は、アラブ連盟やロシアの提案に比べて2010年の合意に近い提案を行った。

フェルーキ議長の最終文書案は、全ての中東諸国の出席を前提としないこと、実質事項についてコンセンサスとすること、共同提案国の関与を会議の準備・フォローアップの支援とすること、国連事務総長が2016年３月１日までに会議を開催するなどとされていた。

最終日に、米国は、最終文書案の中東部分については、会議の議題や実施方法の決定がコンセンサスでないことや、会議開催の期限が現実的でない点などについてエジプトなどと協議したものの改善されなかったとして、最終文書案の採択に同意できない旨述べた。英国・カナダも同様の問題を指摘して同意できない旨述べた。結果として、最終文書案は採択されなかった。

３．日本の取組

日本からは、岸田文雄外務大臣が首席代表として出席し、一般討論演説を行った。同演説では、核兵器のない世界に向け、核兵器国と非核兵器国の双方が協力することを求めた上で、以下の５項目を日本が重視する事項として訴えた。

・核戦力の透明性の確保
・あらゆる種類の核兵器の削減や核兵器削減交渉の将来的な多国間化
・核兵器の非人道的影響の議論の下での核兵器のない世界に向けた国際社会の結束
・世界の政治指導者及び若者の広島・長崎訪問
・地域（北朝鮮、イラン、中東など）の核拡散問題の解決

更に、岸田大臣は、原子力の平和的利用に関する平和利用イニシアティブ（PUI）に対し５年間で総額2,500万ドルの拠出を表明した。また、佐野利男軍縮代表部大使が副議長を務め、2015年運用検討会議の議事運営に貢献した。

同運用検討会議に先立ち、日本が主導するNPDIは、過去３回開催された2015年NPT運用検討会議の準備委員会及び同運用検討会議に提出した18本の作業文書をとりまとめ、核兵器国と非核兵器国の双方に具体的行動を求める内容の同運用検討会議としての合意文書案を国連事務局に提出した。また、オランダがNPDIを代表して共同ステートメントを行い、議場内外において、他のNPDIメンバー国と協力して各国にNPDIの提案に対する理解を求めた。その結果、上記の日本の５項目提案を含め、NPDIの提案の多くが最終文書案に反映された。

また、同会議開催中に行われた安倍総理大臣訪米の際に、日米両国は、「NPTに関する日米共同声明」を発出し、日米両国が今回の会議の成功に向け協働することを確認した（資料編４参照）。

軍縮・不拡散教育については、唯一の戦争被爆国として、これまでも日本が主導してきた分野であることから、同会議において、軍縮・不拡散教育の共同ステートメントを行うとともに、会議期間中にサイドイベントを２回開催した。これらの機会を通じて、日本として、軍縮・不拡散教育の重要性を発信した（第11部第４章参照）。

更に、会議期間中は、日本からは、政府関係者のみならず、広島県知事、広島市長、長崎市長をはじめとする地方自治体関係者、NGO関係者、被爆者、ユース非核特使等がニューヨークを訪問し、

岸田大臣の一般討論演説

同会議のNGOセッションや、その他サイドイベント等への参加・主催を積極的に行い、オールジャパンとして核軍縮に取り組む姿勢を国際社会にアピールした。

ヒロシマ･ナガサキアピール集会でスピーチを行う岸田大臣

2015年 NPT運用検討会議期間中の NGO等（市民社会）主催の行事
（外務省が共催・後援等行ったもの）

時期	行事名	主催者	備考
4月27日～ 5月22日	国連原爆展2015	日本原水爆被害者団体協議会	外務省後援 岸田文雄外務大臣が見学
4月27日	2015ヒロシマ・ナガサキアピール集会 in ニューヨーク	平和首長会議	岸田文雄外務大臣が挨拶
4月27日	ヒバクシャ・ストーリーズ主催レセプション	・ヒバクシャ･ストーリーズ ・国連日本政府代表部 ・国連軍縮部 ・日本被団協	佐野利男軍縮代表部大使が挨拶
4月27日	核兵器廃絶に向けた労働組合の役割	ITUC・連合・原水禁・KAKKIN	佐野利男軍縮代表部大使が挨拶
4月29日	被爆記録映画上映「ヒロシマ爆心地復元プロジェクト」	国連軍縮部 （株）ナック映像センター	国連日本政府代表部後援 佐野利男軍縮代表部大使が挨拶
4月29日	国際平和拠点ひろしま構想に関するサイドイベント	広島県	岡村善文国連代表部大使がパネリストとして出席
4月30日	国連創立70周年記念未来につなぐヒロシマ平和祈念コンサート	・広島市 ・広島邦楽連盟 ・国連日本政府代表部共催	岸田文雄外務大臣による祝辞の寄稿
4月30日	2015平和首長会議ユースフォーラム	平和首長会議	野口泰軍備管理軍縮課長が挨拶
5月8日	公開フォーラム「北東アジア非核化への実現可能な提案」	長崎大学核兵器廃絶研究センター	国連日本政府代表部後援

コラム

核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議における日本の存在感

黒澤満　大阪女学院大学大学院教授

NPT運用検討会議には、1995年以来５回の会議にすべて参加し、その間の議論の流れを観察してきた観点から見ると、今回の会議の特筆すべき特徴は日本および軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）の存在感の大きさである。５年前に日本とオーストラリアが中心となり10か国（現在は12か国）とともにNPDIを設立した。それは大陸横断的なメンバーで、米国の同盟諸国および非同盟諸国から構成され、毎年の外相会議などを通じて実質的な活動を継続してきた。

設立されて最初の運用検討会議であったが、今回の会議におけるNPDIの存在感は、非同盟運動（NAM）や新アジェンダ連合（NAC）に引けを取らないものであった。この会議に向けてNPDIは早くから検討を開始し、準備委員会に多くの作業文書を提出することにより、会議の議論をリードする役割も果たした。また運用検討会議にはそれまでの作業文書をまとめたものを提出した。

特に重要なのは「透明性と定期報告」に関して、NPDIは早い段階から核軍縮の進展に関する核兵器国からの定期報告の標準報告フォーム案を提示するなど重要な役割を果たしたことである。日本は、NPDIとしての提案に加えて、それらの報告を検討するための具体的なメカニズムに関する作業文書を提案した。これらはともに非常に詳細な内容を含むものであったが、会議の最終文書案にはその詳細な内容のほとんどが取り入れられている。会議自体は中東問題をめぐる対立で最終文書をコンセンサスで採択することはできなかったが、核軍縮など他の部分には一般的な合意が存在していたと考えられており、今後の議論の出発点となるものである。この分野におけるNPDIおよび日本の貢献は高く評価すべきものと思われる。

もう一つの日本の貢献は、軍縮・不拡散教育の分野におけるものであり、会議において日本の佐野軍縮代表部大使が76か国を代表して「軍縮・不拡散教育に関する共同声明」を読み上げており、NPDIもこの問題に関する作業文書を提出している。教育の分野における日本の貢献は、唯一の被爆国でもあり、国際的に一般に評価されている。

ただ、NPDIは「核兵器国とNAMやNACとの間の懸け橋の役割を果たす」という役割も期待されているが、この側面における貢献のためには一層の努力が必要とされる。たとえば核軍縮への人道的アプローチに関して、日本はオーストリア共同声明およびオーストラリア共同声明の双方に賛同しているのであるから、両者を調和させる方向で懸け橋の役割も果たせるのではないだろうか。